

第 1 4 号議案

新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 3 日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年新宮町条例第 1 9 号）が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年新宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中、「費用弁償については、」の次に「旅行雑費を除いて」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

費用弁償額

鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、 宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当	日当 (1日につき)
新宮町職員等の旅費に関する条例（平成13年新宮町条例第6号）の例による。	2,500円

備考 本町の区域内に住所を有する者で、本町内の場所に出頭又は参加したものについては、日当のみを支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張について適用し、同日前に出発する出張については、なお従前の例による。

新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年新宮町条例第3号）新旧対照表

改正後		改正前			
(費用弁償) 第3条 省略 2 省略 3 前項に定めるもののほか、非常勤特別職の職員に支給する費用弁償については、 <u>旅行雑費を除いて一般職の職員に支給する旅費の例による。</u>		(費用弁償) 第3条 省略 2 省略 3 前項に定めるもののほか、非常勤特別職の職員に支給する費用弁償については、 <u>_____</u> <u>_____</u> 一般職の職員に支給する旅費の例による。			
別表第2（第3条関係） 費用弁償		別表第2（第3条関係） 費用弁償			
<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>	<u>日当</u> <u>(1日につき)</u>	<u>鉄道賃</u> <u>船賃</u> <u>航空賃</u>	<u>車賃</u> <u>(1キロメートルにつき)</u>	<u>宿泊料</u> <u>(1夜につき)</u>	<u>日当</u> <u>(1日につき)</u>
<u>新宮町職員等の旅費に関する条例(平成13年新宮町条例第6号)の例による。</u>	<u>2,500円</u>	<u>新宮町職員等の旅費に関する条例(平成13年新宮町条例第6号)の例による。</u>	<u>37円</u>	<u>13,100円</u>	<u>2,500円</u>
<u>備考 本町の区域内に住所を有する者で、本町内の場所に出頭又は参加したものについては、日当のみを支給する。</u>		<u>備考 本町の区域内に住所を有する者で、本町内の場所に出頭又は参加した者については、日当のみを支給する。</u>			